

第2 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）

を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第3 用語解説

* 用語	意味
1 全国学力・学習状況調査	文部科学省において、小学校第6学年、中学校第3学年を対象とし、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。を目的に、全国的に子どもたちの学力状況を把握するため、平成19年度より実施している調査。
2 I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。情報処理および情報通信に関連する技術の総称。
3 生きる力	いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力や、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性、たくましく生きるために必要な健康といった資質や能力。 「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要となっている。
4 学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際に定めている基準。
5 Twitter	Twitter 社が提供する、今していること、感じたこと、他の利用者へのメッセージなどをテキスト・動画・URL で「つぶやき」(tweet) のような形式で 280 文字（日本語などは 140 文字）以内の短い文章にして投稿するスタイルのブログサービス。
6 S N S	Social Networking Service の略。人ととの社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。
7 YouTube	Google 社の運営する世界最大の動画共有サービス。
8 電子書籍	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声が再生可能なものもある。 電子書籍には、あらかじめ固定されたレイアウトで表示される「固定レイアウト型」と端末の画面に合わせて自動表示され、文字の大きさも変更できる「リフロー型」がある。
9 Instagram	Facebook 社が提供する、写真や動画の共有に特化した S N S。
10 ブログ	Weblog の略。身辺の出来事等について自分の意見や感想等を日記風に記して、それに対する感想などを閲覧者が自由にコメントできる形式の Web サイト。
11 司書教諭	教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う者。 学校図書館法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 185 号）では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととしている。（学級数が合計 12 学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならない。）
12 学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する者。 学校図書館法では、「司書教諭」のほか、学校司書を置くよう努めなければならないと定められている。
13 えほんのひろば	たくさんの絵本や図鑑、写真集などを表紙が見えるよう並べた広場のようなスペースを設け、子どもが本を寬ぎながら読んだり、眺めたり、読んでもらったりする活動。

14	オーサービジット事業	本の作家（オーサー）が、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校を訪問（ビジット）して、子どもに読み聞かせ等を行い、本の楽しさを伝える取組。
15	ビブリオバトル	発表者がお薦めの本の魅力を5分間で紹介し合い、聞いていた人たち全員で「一番読みたくなった本」（チャンプ本）を投票で決めるゲーム感覚で楽しめる書評合戦。
16	YA（ヤングアダルト）	Young Adult の略。主に中学生・高校生を中心とした10代の若者を指す。
17	ミニコミ誌	〈和〉mini+communication の略。特定の限られた範囲を対象に情報を伝達する情報誌。
18	子どもの読書週間	4月23日から5月12日。 昭和34年に、子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから、「子どもの読書週間」が誕生。全国の出版社、取次店、書店、図書館等の団体でつくられる「読書推進運動協議会」が主催団体となり、運動を進めている。
19	「こころの再生」府民運動	府教育庁が行っている事業。府民一人一人が大切な「こころ」を見つめ直すために、あいさつをしようなど、身近なことから実践しようと呼びかける運動。
20	OSAKA PAGE ONE キャンペーン	平成28年8月から、子どもの読書活動の魅力と重要性について広く普及・啓発していくため、毎月第1土曜日・日曜日を「OSAKA PAGE ONE の日」とし、この日を中心に、子どもの読書推進についての啓発、乳幼児への読み聞かせや、中高生が魅力的な本と出合うための取組など、大阪府による家庭や地域での読書活動を促進するためのキャンペーン。
21	国際児童文学館	日本国内外の児童書や関連書籍を収集し、研究を行っていた府立国際児童文学館（吹田市千里万博公園内）より約70万点の資料を引き継ぎ、平成22年に府立中央図書館内に移転開館した。「子どもの読書支援センター」、「児童文化の総合資料センター」としての機能をもつ。
22	ブックスタート	乳幼児健診などの機会を利用して、乳幼児とその保護者に、絵本を介して触れ合う楽しさや大切さを伝えながら、絵本や子育てに関する情報などを手渡す活動。
23	新子育て支援交付金	子育て支援施策の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取組む事業を支援するための交付金。
24	デイジー図書	「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みみたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録ができる、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。
25	L L ブック	「L L」とは、スウェーデン語の「Lättlast (分かりやすく読みやすい)」の略で、「L L ブック」は、読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のこと。
26	アクセシブルな書籍	点字図書、拡大図書、録音図書、さわる絵本、L L ブック、布の絵本等、視覚障がい者等が、その内容を容易に認識することができる書籍。
27	アプリケーション	文書編集、データ管理、ゲームなど、特定の目的に使用するために作成されたコンピュータソフトウェア。アプリともいう。
28	対面朗読	視覚による読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌等を代読すること。リーディング。
29	大阪府社会教育委員会議	「社会教育法」に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため大阪府が置いている社会教育委員により構成されている会議。
30	コンテンツ	「中身」、特に「情報の中身」のこと。 CD-ROM やインターネットやデジタル放送などの電子媒体を通じてやり取りされる、テキスト、音声、映像、ソフトウェアなどの情報やサービスをさす。
31	子ども文庫	個人あるいは地域のボランティアグループ等が、自宅や公民館、集会所等で本の貸出やおはなし会等を行う活動または場所のこと。

32	まちライブラリー	まちの中のカフェ、ギャラリー、シェアオフィス、お寺、病院などに本棚を設置し、そこにメッセージを付けた本を持ち寄り、交換しながらまちのコミュニケーションをつくる活動。または場所。
33	家読（うちどく）	家庭内での読書活動。家族で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家庭内でのコミュニケーションを図ろうとするもの。
34	月刊絵本	乳幼児の成長や関心に合わせた絵本が毎月配達されるサービス。
35	リーディングトラッカー	複数の行があると行をまたがって読んでしまったり、読み間違えたりする人が、一行ずつ読むことができるようにするために、両隣の行の文字を隠して読み進めることのできる読書補助器具。
36	マルチメディアディジタル	本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を附加したディジタル図書を言う。ディジープレイヤーを用いることで聞くことができる。章や節、任意のページに飛ぶことができるほか、音声と画像等を同期させて聞くことができる。
37	書画カメラ	資料など主に平面の被写体をビデオカメラで撮影して映像出力し、プロジェクターやテレビで表示するための装置。
38	基礎的環境整備	「合理的配慮」（障がいのある子どもが、学びやすく、生活しやすくなるための工夫）の基礎となる環境整備。
39	触る絵本	さまざまな材料を用いて盛り上がった形の挿絵を作り、それを貼り付けるなどして、指で触って絵が分かるようにした絵本。